

情報通信審議会 情報通信技術分科会

I P ネットワーク設備委員会 技術検討作業班（第 51 回）

議事概要

1 日時

令和 5 年 4 月 5 日（水）10 時 00 分～11 時 40 分

2 場所

Web 開催

3 出席者（敬称略）

（1）作業班構成員

朝枝 仁（主任）、秋山 大、飯田 周作、内田 真人、岡田 良平、折原 裕哉、
小島 治樹、塩野 貴義、妙中 雄三、高田 和夫、武田 大周、田中 英二、
中井 庸二、長谷川 祥太郎、福田 綾子、堀越 功、宮下 重博、宮田 純子、
向山 友也、毛利 政之、森田 公剛、渡井 幸太郎

（2）総務省

山口 真吾（電気通信技術システム課課長）、
梶原 亮（電気通信技術システム課課長補佐）、
佐々木 康王（安全・信頼性対策室係長）

4 議事

（1）デジタル化の進展に対応した事故報告制度に係る技術的条件の検討について

- ・毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）より、資料51-1に基づき、デジタル化の進展に対応した事故報告制度に係る技術的条件の検討について説明があった。
- ・事務局（梶原補佐）より、資料51-2に基づき、ベストエフォートサービスの事故としての取扱いについて、資料51-3に基づき、デジタル化の進展に対応した事故報告制度に係る技術的条件の論点整理について説明があった。
- ・説明後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様は以下のとおり。

<ベストエフォートサービスに対する考え方について>

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

TCAとしても、事故が起きたのに起きていないと言うつもりはなく、今回御説明させていただいたのは、サービスレベルの考え方がいろいろとあることに対する問題提起としてである。昨今さまざまなベストエフォートサービスが増えており、I o Tも発展している。LPWA等を反映いただいているが、品質の考え方についての議論をさせていただければと思った。事務局の資料では、故障したものは全て事故だと読めるようなところがあったため、事務局の考えをもう少し細かく伺いたい。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

まず、設備故障したときは事故だという考え方については、認識の齟齬はあるか。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

帯域の混雑による品質の低下と、設備故障による品質の低下があると思うが、設備が故障しても冗長系設備で担保するように各社努力している。設備の故障を完全になくすことはあり得ないが、冗長系設備によるサービスの継続性も実施して、故障の際になるべく利用者のサービス利用が担保できるように各社努力をしているところだと思う。そこを加味した上で、サービスレベルで議論する必要があると思う。

ご質問のあった設備故障したときについては、TCAの各会員も事故として扱うものと思っており、資料5 1 - 2の内容には賛同する。一方で、資料5 1 - 3の7ページの品質の低下の考え方の部分では、サービスレベルがあまり考慮されておらず、その辺りも含めてもう少し精緻な議論が必要ではないかと考えている。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

資料5 1 - 2にある図について、普通であれば空いていて非常に快適に使えていたものが、例えば事故によりメインの10分の1の太さしかない副系に切り替えたなら非常に混んでしまったという場合、どの程度の人数に品質の低下の影響があったかを考慮する際に、副系に切り替えた場合も普通の状態と同じ基準で考えるべきなのか、それともベストエフォートサービスだから使えていれば良いとなるのかということも含め、判断が非常に難しい。

ベストエフォートサービスのため、もともと設備の設計上、故障しても、空いている状態

であれば例えば1ギガのサービスが確保できていて、ベストエフォートとして公示している品質は確保できているという状況であれば、故障による品質の低下を生じさせていないという判断でよいのではないか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

帯域が確保されているのであれば、トラヒック処理量等も変化しないため、重大な事故には該当しないということになるから、現在の事務局の案で運用上の問題は特にないかと思う。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

例えばもともと100人収容できる太さの帯域が、10人しか収容できない太さになった場合、速度は通常の10分の1になるが、それはベストエフォートという設計上から考えたら問題はなく、混んだから速度が落ちたというのは仕方がないという判断になると思う。

品質の低下は、ベストエフォートサービスとしての約束が守られていれば、故障した機器による影響とは見ないという判断が正しいのではないかと考えている。

【朝枝主任】

今回議論になっているのは、ベストエフォートサービスでも単純にトラヒックが混んできて品質が落ちたという話ではなく、機器の故障や経路側の設定ミス、ソフトウェアのバグなどで、品質が低下した場合かと思う。混雑により品質が下がった場合に誰の責任になるかという話をしているわけではなく、例えば1人しか使っておらず空いている状態でも、機器が故障した場合を考えている。

例えば比較的低コストで作っているバックアップの系に切り替わって、クオリティは落ちてしまうが使えているというときに、これを事故だと責められるのはおかしいのではないかという意見はあるかもしれない。ただ、バックアップの有無にかかわらず、故障により結果としてトラヒックが、図のオレンジの箇所のように閾値まで落ちた場合は、事故として判断すべきではないかという議論になると思う。

つまり、バックアップのおかげで故障の影響を非常に最小限に収めることができたなら、それは事故の影響を回避したということになり、逆に仮にバックアップがあったとしても、影響を受けてトラヒックが大きく落ちてしまったということになれば、故障による品質の

低下を起こしたということ、事故と判断されるのではないかと思う。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

理解はできるが、事業者側からすると、ベストエフォートにおいても、バックアップしたときでも品質を確保する義務があるのかという点には疑問がある。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

もちろん、サービス品質を保証する義務はない。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

ただ、その品質の低下を事故として扱うのであれば、品質を確保しないといけなくなるという逆説になる。

完全な二重形をつくるというのは設備的な面からしても難しく、バックアップに切り替えるとある程度は性能が落ちるのが一般的であるため、事故が発生した場合でも100%を確保するために設備を入れないといけないのかという議論になる。トラフィック処理量の減少はどこまで許容されるのかが問題になるかと思う。

【朝枝主任】

結局、トラフィック処理量の減少の許容範囲を決めることが、論点かと思う。この減少を完全になくす話をしていくわけではなく、どれくらいの減少ならば事故と判断するかという閾値を決める必要があるのではないかと考えている。

【山口電気通信技術システム課長】

念のために確認をしておきたいが、事故報告制度に基づいて事故報告をしていただくこと自体は罰ではない。事業者で何らかのエラーなどがあったことを報告いただき、再発防止を確実にやっていくことによって事業法の目的でもある利用者利益を保護していくというプロセスとなっていることを御理解いただきたいと思う。

また、主系・副系の話があったが、なぜ副系に移ったのかという原因まで遡って議論しないといけないと思う。もし主系の能力が100、副系が10として、頻繁に副系への切替えがあり、スループットが10分の1に落ちるということが計画されていて、それが利用者

しっかり説明した上で契約がされているのなら、そういうサービスなのだと説明できると思われるが、主系で何らかのプログラムのバグや経路設定ミスがあり副系に移ったという場合は、再発防止策を確認することが必要になり、その意味で事故報告制度とする検討が必要だと考えている。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

罰ではないとのことだが、電気通信事業者としては、行政指導を受ける等のかかなりの緊張感を持って業務を行っているため、罰ではないとは必ずしも思っていない。そのため、今回の議論は非常に重要な議論だと認識している。

【田中構成員（東日本電信電話株式会社）】

事故そのものに対する考え方は弊社においても異論はなく、設備故障に伴って、品質、サービスの帯域が低下したようなケースは、事故に該当すると考えている。

ただ、先ほど主系・副系という形での故障の議論があったが、弊社の場合は、多くの事業者も同じかと思うが、例えば帯域1テラを運ぼうとしたときに、物理的に100ギガのパッケージを10本使うという構成がメインである。1つ壊れても900ギガを運べるので、実トラヒックとしては恐らく影響がないような設備構成をしているが、1テラから900ギガに減った故障も事故報告の対象にするのか、議論が必要だと考えている。どういうケースが利用者にとって品質の低下として認識されるか、ベストエフォートサービスの品質の低下についてはもう少し丁寧に議論をするべきだと思う。

【飯田構成員（独立行政法人国民生活センター）】

一般の利用者が電気通信役務を利用するときは、基本的にはベストエフォート型のサービスを利用することが多いかと思うが、利用者視点としては、ベストエフォートサービスだから使えていれば良いという考え方は、なかなか理解が得られないと思う。

利用者視点では、事務局からも御提示があったとおり、事業者の設備の故障に起因するもので、一定程度以上のものを重大な事故とする考え方のほうが理解されやすいと考えている。

基本的にその点についてはTCAも事業者も異論はなかったかと思う。どこまでの範囲が許容されるのかという課題はあるが、バックアップがあったとしても、結果として一定程

度以上の品質低下があれば重大な事故として扱うのが、利用者視点に近いのではないか。

【塩野構成員（株式会社NTTドコモ）】

故障等による一定程度の品質の低下を事故として扱うことについては異論はないが、どの程度を事故とみなすのか、議論が必要だと考えている。資料5 1-3の4ページに、継続時間と影響利用者数で品質の低下を判断するという記載があるが、例えばセッションの低下度合いが10回中10回使えないような状態であればもちろん役務停止ということで異論はないが、10回中2回使えない状態や10回中8回使えない状態では、同じ人数が影響を受けていても、そのレベル感は異なるかと思う。品質の低下のレベルというものを御議論いただけたらと思っている。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

事故を起こして報告するという点に異論はないし、ベストエフォートサービスだから品質の低下は仕方ないと言われるのは困るという、一利用者としての気持ちも理解している。

ただ、どこまで低下すれば事故で、どこまでは許容されるのかを、論議をして決めていかないといけないと思う。要するに、それぞれの事業者の判断で事故の基準を決めるのは避けたい方が良く、この議論はバックアップをどこまで設計すればいいのかということにも影響するため、ある程度指標が必要だと考えている。

【岡田構成員（一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会）】

当協会には、日本の企業だけでなくグローバルの企業もいる。ベストエフォートサービスにおいて、どこまでのサービス品質が低下した場合が事故に該当するかは、海外の事例も参考にさせていただくことも御検討いただければと思う。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

事故の基準が海外で整合が取れていないという点については今回の検討ではスコープの範囲外となるが、長期的にはそういった整合を取る必要性についても検討していくべきということで、今後の課題として扱いたいと考える。

事業者からいくつか御意見をいただいたが、設備故障を事故として扱うということにつ

いては異論がないと認識している。ただ、何でも重大な事故に該当するとなることは避けるべきという観点から、いくつかコメントをいただいたものと認識している。

NTT東日本の田中構成員から御指摘いただいた、1テラ運ぼうとしたときに10個のパッケージがあって、1つのパッケージが壊れたら900ギガになる場合については、実トラヒックに全く支障を起こしていないなら、トラヒック処理量の平時との比較で影響が出ないと思うので、現在の事務局案でも重大な事故には該当しないということになる。

NTTドコモの塩野構成員から御発言のあった、品質の低下の度合いのレベルに違いがあるのではないかという点も、トラヒック処理量を比較することによって、例えば10回中1回だけ使えない程度の品質の低下であれば0.1人相当ということで算出されるため、特段の問題はないかと考えている。

<ベストエフォートサービスの品質が低下した場合の事故報告制度の在り方について>

【朝枝主任】

先ほどもトラヒック処理量の減少の部分の話があったが、ここを数値化するような議論を想定しているのか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

平常時との処理量との比較で事故の影響を見積もるという運用は実態として行われていて、それを正式の手法として採用すればよいのではないかと考えている。

サービスごとに何か定量的なスペックを決めることは、技術が進展するとすぐ持続不能なものになると考えられるため、考えていない。また、今年の6月から、FTTHアクセスサービスは法改正を通じてユニバーサルサービスとして位置づけられることになったが、そこでもユニバーサルサービスとして最低限確保すべき品質基準までは定めることができず、名目速度で見るとぐらいいかできないという結論になっている。ただ、諸外国では、あまり多くはないものの、FTTHアクセスサービスの最低限の品質基準が決められている例もあり、それに倣って、日本でもFTTHアクセスサービスに求められるべき品質基準等が決まった場合においては、それを踏まえて事故報告制度を見直していくということはあるかと思う。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

これまでの事例から考えるというよりは、現在のサービスレベルやサービスの考え方、利用者の体感とマッチした形で、今回この事故の影響の考え方がある程度数値化することが重要かと思っている。現在の推計の方法を見直すこともよいのではないかと思っている。

【田中構成員（東日本電信電話株式会社）】

重大な事故に該当するかどうかは事後の算出をもって判断するというところについては、その算出方法は既に確立しているため、特に異論はない。例えば夜間のピークトラフィックを運んでいる時間帯に、パッケージが一部故障したということであれば、トラフィック量の山の一番高いところが少し削れ、事故に伴い品質を低下させたことになるため、事故報告を一度行い、それが重大な事故に該当するかどうかは後から判定を行う形になるかと思う。

一方、例えば昼の時間帯など、一番トラフィック量がへこんでいるところで同程度の故障が発生した場合は、その時点でトラフィックが削れていないため品質の低下には当たらず、報告は不要という考え方になるかと思う。

総務省から、事故が発生した際は30分以内に一報するよう通達が出ているが、実際に故障が起こったときに、トラフィック量の影響の有無を短時間で見極めてこれを30分以内に一報するのは、今の記述のままでは非常に難しく、運用ができないのではないかという懸念がある。もう少し、こういったケースは品質の低下に当たるという丁寧な議論ができないかと考えている。

【堀越構成員】

資料5-1-1で、サービスごとにどこまでサービス低下したら事故の範囲なのかという通信の目安を出していただいたかと思う。この考え方は理解はするが、多様なサービスにおいて求められるレベルの品質や環境が変わると、制度の運用がかなり煩雑になり、持続可能な制度のイメージが難しいとも考えている。サービスレベルによって場合分けする具体的なイメージがあれば伺いたい。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

完全に新しいサービスができる等の大きなエポックメイキングがあった際は、ケアが必要ではないかということも一つ議論としてあるかと思う。

例えばADSLと現在の光サービスは一緒ではないと思っている。フィーチャーフォン

からスマートフォンへ使い方も変わってきている中で、持続的に運用するためにこの技術検討作業班等での検討があると思う。移動通信システムは、今後5G、Beyond 5G、6Gと発展していくため、その辺りの議論を継続して行うことが適当ではないかと思っている。

【塩野構成員（株式会社NTTドコモ）】

先ほど事務局から、10回に1回だけ使えないという程度の品質低下の場合は0.1人と数えるという話があったが、その場合、たくさんの人がそうした状態になっていると、計算上は重大な事故の基準となる3万人を超えてしまうと思う。

もともと品質の低下は、利用者にとって役務が利用できない状態と同等の事態かどうかという点で考えている。計算上3万人を超えてしまうような状態であっても、10回に1回程度使えるというのが役務が利用できない状態と同等かという点、つなぎ直せばつながるような状態ではあるため、品質の低下とまでは言えないと思っている。現在の記載内容ではそれが排除できないため、議論が必要かと考えている。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

御指摘のとおり、つなぎ直せばつなぎ直せる場合は事態の過大評価になってしまう懸念があるのは承知している。一方で、現在の運用だと、利用者の体感として半分以上つながらないという事態が重大な事故としては扱われておらず、それが問題になってきていると認識している。

そのため、軽微なものが過大評価されてしまうリスクもありつつも、今まで見過ごされていた重大な事故を確実に把握していく必要があると考えており、どちらを重要視するかということが論点になっているということかと思う。

もちろん確実に拾うべき事故だけを重大な事故として位置付けることができればよいが、その場合はサービスごとに満たすべきサービス品質を行政側で規定するという話になり、先ほど堀越構成員からも御発言があったとおり、持続不能な制度になってしまうと考えられる。

新しいサービスでなくても、トラフィック量は増大していく傾向にあり、頻繁に見直すわけにもいかないため、軽微な事象が「重大な事故」に当てはまってしまう可能性があるという懸念点は理解するものの、例えば過去に実際にあった事例のように、設備故障により少し品

質が低下する事態が長く続き、最終的には何十万人というユーザに影響を与えても、品質の低下が10%や20%のため事故ではない、という考え方は、利用者に説明不能であると考えている。

80%程度までの低下は事故ではないという整理になると、極論すると、設備故障による品質の低下でかなり利用者が影響を受けて、全てのユーザに1年程度継続して多大な影響が出て事故ではないことになり、情報通信が社会的なインフラとなってきた現在では、それは通用しないと考える。

一方で、軽微なところまで拾い過ぎになると運用できないという点も理解しており、軽微なものが除かれるようにするための方法の案があればいただきたい。

これはすぐに答えが出るものではなく、長年議論して出てこなかった結果として、重大なものも見過ごす可能性のある制度になってしまっているものと理解している。ただ、それでは説明可能でないため、見直しが必要だと考えている。

<緊急通報を含む音声伝送サービスに対する考え方について>

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

資料51-3の12ページについて、緊急通報は優先接続の対象のため、通信規制をしても、災害時には有線接続によって疎通すると思うため、現在議論となっている内容との関連がよく分からないと感じた。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

優先通信が機能して緊急通報に影響を与えなかった場合には、この考え方は適用せず対象外として扱うことが適当と考えている。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

資料で述べているのは輻輳のときの話で、現在議論している故障の話と混同しているように感じた。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

現在、呼損率80%以上は品質の低下とみなすことになっているが、そもそも呼損率とこの利用規制というのが1対1対応するものではない。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

緊急通報の実利用者にとっては呼損率80%以上が品質の低下にあたるというのは体感に合うのではないかというのがこれまでの議論だったと思うが、逆に書かれており、そのエビデンスがこの資料というのは話がかみ合っていないと思った。

【塩野構成員（株式会社NTTドコモ）】

繰り返しになるが、現在の表現では、例えば呼損率が10%の場合でも影響人数が計算上3万人を超えてしまうため、先ほどと同じように、そういうケースをどう除外するのかという何らかの観点を入れる必要があるかと思う。かけ直せばかかるような状態なので、先ほどのデータ通信の問題と同様の課題がここにも当てはまる。

<その他・全体について>

【小島構成員（日本マイクロソフト株式会社）】

今後の段取りについて確認させていただきたい。

今は資料をPDFの形式でまとめているが、技術検討作業班としてのアウトプットはどのような形式になるのか。また、今後IPネットワーク設備委員会に報告すると思うが、パブコメはどのようなになるのか。

この中身を盛り込むに当たって、最終的にはガイドラインの改正等を行うことになるかと思うが、その辺りのスケジュールで今お話しいただけることがあれば伺いたい。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

技術検討作業班としてのアウトプットとしては、この概要と報告書の2つになる。

それを取りまとめた後、IPネットワーク設備委員会に報告し、IPネットワーク設備委員会です承されたら、5月頃からはなるかと思うが、パブリックコメントを1か月程度実施する予定である。その結果を踏まえた上で、情報通信技術分科会に諮ることになる。

そして、情報通信審議会答申として結論が出た後に、ガイドラインの改定等の制度改正のプロセスに入っていくという形になる。

【内田構成員】

本日の議論を踏まえると、事業者の御意見としては、何かの品質レベルを決めてほしいという御要望かと理解したが合っているか。

その場合、大分難しい議論になってくると思っており、スケジュールのように簡単には決まらないのではと考えている。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

品質レベルを規定してしまうと、本当にそれが満たすべき最低限の品質基準ということとなってしまう、規制強化に当たると思っているため、そこは決められないのではないかとというのが事務局の考えとなる。

この原案を基にどれだけ運用が可能な形にできるか、即答できる考えは持ち合わせていない。ただし、サービスごとに品質レベルを決めることは考えていない。

【内田構成員】

品質と一口に言っても、通信設備や低いレイヤにおける品質のことを言っているのか、その上のアプリケーションとしての品質のことを言っているのかでまた話が変わってくると思う。整理として、可能であれば事業者に考えを伺いたい。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

今まではその辺りが曖昧という状況かと思っており、そこを含めて議論が必要ではないかと考えている。今回、分かりやすくするためにスループットの部分を示しはしているが、様々なサービスがあるため、モデル化をして、何か品質レベルの定義づけが必要ではないかと考えている。

【福田構成員（公益社団法人全国消費生活相談員協会）】

消費生活相談では、通信が繋がらない、つながりにくいという相談を受けることがよくあるが、利用者側が得られる情報は限られているため、事故かどうかというのはなかなか分からない現状がある。

一方で、通信は重要なインフラなので、特に最近では重大な事故に関する報道も多く、消費者もそれを目にして、事故に関する制度への関心は以前より高くなっているのではと感じている。改めて、報告する事業者、サービス提供を受ける利用者の両方にとって、重大

な事故なのかどうか分かりやすい制度であることが望ましいと考えている。書きぶりに関する意見も事業者側からあったが、そのような観点からも、これまでの議論を踏まえた整理を改めてお願いしたい。

【田中構成員（東日本電信電話株式会社）】

現在の案では、故障に対する品質低下が発生したものの全てが報告対象という形になってくる可能性があるため、現状のままでは運用が非常に難しいのではないかと考えている。

一方、事務局からもあったように、例えば品質の低下のレベルとしては、今までの概念では事故として扱うことができなかつたほど低い、非常に長期にわたり品質が低下している事態も事故として扱うべきだという考えも十分に理解できる。

そのため、アイデアはまだないが、速報として重大な事故になり得るケースと、それに該当しなくても、長期間にわたり品質の低下するようなケースを考え、該当する事態を拾えるような記述に見直せないかと思っている。

例えば、先ほどの緊急通報では、80%の低下の基準に加えて、例えば10%や20%の低下でも長期にわたるものをいかに拾っていくかという記述を追加する形で対応できるのではないと思う。どのような形にすればいいかというのは、もう少し考えていきたい。

【向山構成員（一般社団法人テレコムサービス協会）】

資料51-3の7ページ、ベストエフォートサービスに対する品質の低下の考え方の図で、平常時のトラヒックから少しでも下がったら、それは報告対象だというふうに読めるが、そうすると何でも報告することになると思う。品質の低下の基準として、ガイドラインで何か目安を定めるなどした方が良い。少しでも下がったら報告すべきとするのは、疑問である。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

ベストエフォートサービスについて何らかの品質が必要ではないかという話について、IPネットワーク設備委員会の枠組みではないが、FTTHアクセスサービスをユニバーサルサービスとして位置づけようとしたときに最低限満たすべき品質については、二、三年程度議論しているが結局結論が出ていない。概念として、品質の目安を決めるべきというのはそのとおりだが、今回も、ある程度モデル化したものや、ベストエフォートで想定されるレベル、サービスと、それに対する求められるべき最低品質が提示されれば、もう少し議論

できたかもしれないが、結局そういうものも出てきておらず、議論が必要というだけではその先に行けないため、それは決められないものとして進むべきかと思う。

こうしている間にも事故は起こっており、重大な事故に該当する場合は、利用者に対してきちんと説明できているかどうかを確認することができるため、議論を進める方向で決めていく必要がある。

【山口電気通信技術システム課長】

事業者で何か具体的な提案があるのであれば、ぜひお寄せいただきたい。そのほうが議論として建設的だと思う。

また、実務としての事故の速報の方法と、法令に基づく報告制度は分けて議論したほうがいいと思う。重大な事故の報告は、1か月間の提出期限の猶予があるため、その間に基準に該当するかどうかをしっかりと判断いただければよいと思う。

また、緊急通報に関しては、呼損率80%以上というのは非常に悪い基準だと思っており、その基準を変えたいと考えている。特に最近、緊急通報がかからない事故が起きるというケースが多発しているが、今の基準は緊急通報に関しては緩いと考えている。

先ほど緊急通報についてはかけ直してつなげればよいという話があったが、警察・消防は救急車やパトカーの現場到着まで1分1秒でも時間を短縮する努力をしているところ、かけ直して10秒や20秒の時間を通信の側で取るのは避けるべきであり、特に心停止の場合は10秒や20秒のロスによって命を失うこともあることを考慮する必要がある。

【毛利構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）】

先ほどからユニバーサルサービスに関する発言が何回もあるが、ユニバーサル以外のサービスもたくさんあるため、分けて議論してもよいと思った。

(2) その他

- ・事務局（梶原補佐）より、今後の予定等について説明があった。

以上